

令和8年度

津別町奨学生募集要項

津別町教育委員会

令和8年1月

1 津別町奨学金制度について

本制度は、津別町奨学金条例及び津別町奨学金条例施行規則に基づき実施する奨学金の貸付制度です。

2 対象者

次の条件すべてに該当する本町住民の子弟となります。

- (1) 高等学校(定時制を含む。)以上の学校に就学する者または在学する者
- (2) 身体健康、学業優秀、性行善行であるもの
- (3) 学資の支払が困難なもの

3 貸付条件

次の区分に応じて、無利子で貸付を行います。

- (1) 高等学校に就学又は在学する者（高等専門学校第1学年から第3学年を含む。）
上限：1か月あたり 20,000円
- (2) 専修学校（専門課程）、高等専門学校（第4学年及び第5学年）、又は大学以上の学校に就学又は在学する者
上限：1か月あたり 40,000円

4 家計基準について

2-(3)に関する経済状況の判定については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型国内奨学金の在学採用奨学金第二種の各校種に応じた家計基準に準じて判定します。

【参考】 大学（4人世帯、私立、自宅外） 収入上限 1,309万円、所得上限 937万円

5 貸付開始までの手続について

- (1) 4月20日 申請書の提出期限（教育委員会の休日の場合は、その翌日）
- (2) 5月 奨学審査委員会にて審査
- (3) 5月 教育委員会議にて奨学生を決定
- (4) 6月 結果通知及び貸付必要書類の提出
- (5) 6月 書類の提出後に貸付開始

6 申請について

次の書類を提出期限までに教育委員会へ提出してください。

書類は、教育委員会に備え付けているほか、津別町ホームページよりダウンロードすることができます。また、書類取得にかかる経費は自己負担となります。

(1) 奨学生(継続)申請書 (様式 1)

- 申請書には身元保証人 2 名を記載してください。身元保証人のうち 1 名は同居する親族を可としますが、もう 1 名は生計を別とする者としてください。

(2) 進学・入学にあたっての目標等について (様式 1-2)

(3) 履歴書 (様式 2)

(4) 家族の状況調査書 (様式 3)

- 令和 7 年中の収入額を記入してください。(収入のある世帯全員)

(5) 同意書 (様式 4)

(6) 所要学資調書 (様式 5)

- 年間を通じて必要となる経費(授業料、PTA 会費、生徒会費、宿舎料、教科書類、交通費、家賃、学用品費等)について、入学案内等を確認し、可能な限り正確な金額を記入してください。入学金、検定料及び寄附金は経費に含めないでください。

(7) 奨学生推薦書 (様式 6)

(8) 過去 3 年間の成績証明書

(9) 生徒学生健康診断票の写し

- (7)～(9)については、卒業された学校に作成を依頼してください。各書類には、学校長の証明印が必要となります。

- (9) を学校から入手できない場合には、医療機関にて一般健康診断を受診し、健康診断票を提出してください(医療機関の様式または様式 7)。健康診断受診に係る経費は自己負担となります。

(10) 身分証明書

- 役場戸籍年金係(8 番窓口)にて、「身分証明書」を取得してください。
- 用途は、奨学生申請とし、交付手数料は自己負担となります。

7 提出について

(1) 提出期限 令和8年4月20日(月)

(2) 提出先

〒092-0224 網走郡津別町字豊永5番地1

津別町教育委員会 生涯学習課 学校教育係 奨学生担当

電話：0152-77-6002 FAX：0152-76-2477

8 奨学生の審査および選定について

提出された申請書により、5月に奨学審査委員会にて内容の審査を行い、同月に開催される教育委員会議にて奨学生を決定します。

9 借入開始までの手続について

(1) 奨学生と選定された方には、選定通知を送付します。

(2) 借入開始にあたっては、誓約書、奨学生返還予定確認書、奨学生請求書の提出が必要なります。誓約書および確認書には身元保証人の捺印が必要となります。

10 奨学生の支給について

(1) 奨学生は、毎月5日に指定の口座へ振り込みます。

(2) 新規支給時は、借入関係書類の提出後に4～6月分をまとめて支給します。

11 在学期間中について

奨学生を廃止、休止または減額しようとする時は、すぐに教育委員会まで連絡してください。休学する場合も手続きが必要となります。

12 奨学生の継続について

(1) 次年度奨学生を継続するためには、学年末の学業成績表の提出が必要となります。

なお、学業成績表の取得に必要な費用は、自己負担となります。

(2) 継続奨学生は、5月に開催する奨学審査委員会にて審査されます。

(3) 継続奨学生の決定後に4～6月分をまとめて支給します。

13 奨学金の返済手続きについて

- (1) 貸付期間終了後、奨学金償還確約書および借用証書の提出が必要となります。
- (2) 貸付期間終了後の6月より返済開始となります。申出により1年間返済を据え置くことができます。
- (3) 返済期間は、10年以内となります。
- (4) 借用証書には、保証人を2名定め、自署捺印してください。印鑑は本人、保証人とともに印鑑登録したものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。なお、証明手数料等については自己負担となります。
- (5) 保証人について、1名は保護者を可としますが、もう1名については生計を別とする者で、返済能力のある方としてください。
- (6) 奨学金は返済された資金を原資とし、次の方に貸付しておりますので、返済が滞ると制度が成り立たなくなります。
- (7) 返済期間の短縮および一括償還も可能ですので教育委員会までご相談ください。

14 返済方法について

毎年6月と12月に送付する、納入通知書により納めてください。

15 その他

届出事項（本人や保証人等の住所・氏名等）に変更があった場合には、速やかに教育委員会まで連絡願います。

問い合わせ先

〒092-0224 網走郡津別町字豊永5番地1

津別町教育委員会 生涯学習課 学校教育係 奨学金担当

電話：0152-77-6002 FAX：0152-76-2477

付属資料

1 申請関係様式

- (1) 津別町奨学生申請提出書類一覧
- (2) 様式1 奨学生（継続）申請書
- (3) 様式1－2 進学等にあたっての目標等
- (4) 様式2 履歴書
- (5) 様式3 家族の状況調査書
- (6) 様式4 同意書
- (7) 様式5 所要学資調査書
- (8) 様式6 奨学生推薦書
- (9) 様式7 健康診断書

2 借入関係様式（参考）

次の様式については、奨学生選定通知時に別途案内します。

- (1) 様式8 誓約書
- (2) 様式9 奨学生返還予定確約書
- (3) 様式10 奨学生請求書

3 津別町奨学生返還支援事業助成金制度について

制度詳細については、下記QRコードの津別町ホームページよりご確認願います。

最新の情報につきましては、津別町役場 住民企画課企画係までご確認ください。

津別町ホームページ「奨学生返還支援事業助成金制度」



津別町ホームページ

アクセスQRコード